

令和6年度

土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業
天竜川下流地区新浜名幹線水路 PCB 含有塗膜対策
実施設計業務

特別仕様書
(当初)

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容									
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>土地改良施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業 天竜川下流地区新浜名幹線水路 PCB 含有塗膜対策実施設計業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、天竜川下流地区新浜名幹線水路(水位調整施設ゲート)のPCB含有塗膜対策工法等の検討を行うものである。</p> <p>本業務において対象となる場所は、静岡県浜松市浜名区永島地内ほかで別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう十分留意しなければならない。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 1686 1422 2018"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 1686 847 1731">資 格</th> <th data-bbox="855 1686 1129 1731">技術部門</th> <th data-bbox="1137 1686 1422 1731">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1731 847 1939" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="855 1731 1129 1939" rowspan="2">総合技術監理</td> <td data-bbox="1137 1731 1422 1850">農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1850 1422 1939">建設－鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="855 1939 1129 2018">農業</td> <td data-bbox="1137 1939 1422 2018">農業土木、農業農村工学</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	建設－鋼構造及びコンクリート	農業	農業土木、農業農村工学
資 格	技術部門	選択科目								
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学								
		建設－鋼構造及びコンクリート								
農業	農業土木、農業農村工学									

項 目	内 容		
		建設	鋼構造及びコンクリート
	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木	
		鋼構造及びコンクリート	
	博士	業務に該当する部門	
(担当技術者) 第1-7条	<p>別紙2に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。</p> <p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>		
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>		
(保険加入) 第1-9条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>		
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	<p>業務に該当する基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p>		
(作業条件) 第2-2条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分な打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注社の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>		
(参考図書) 第2-3条	<p>本業務の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。</p>		

項 目	内 容																												
(貸与資料) 第 2 - 4 条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 302 1426 499"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天竜川下流農業水利事業 竣工図集</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>天竜川下流農業水利事業 事業計画書</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 天竜川下流地区PCB含有塗膜調査業務</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	貸与資料	数量	天竜川下流農業水利事業 竣工図集	1 式	天竜川下流農業水利事業 事業計画書	1 式	令和元年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 天竜川下流地区PCB含有塗膜調査業務	1 式																				
貸与資料	数量																												
天竜川下流農業水利事業 竣工図集	1 式																												
天竜川下流農業水利事業 事業計画書	1 式																												
令和元年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 天竜川下流地区PCB含有塗膜調査業務	1 式																												
(貸与資料の取扱い) 第 2 - 5 条	<p>第 2 - 4 条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。 (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。 (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 (5) 貸与資料から得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報については、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。 (6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 																												
第 3 章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙 1 「作業項目内訳表」に示すものとする。</p> <p>【作業項目表】</p> <table border="1" data-bbox="544 1518 1283 2056"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 準備作業</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) 現地調査</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td> (2) 資料の検討</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>2. 資料収集・整理</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>3. 対策工法検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td> (1) PCB 含有塗膜対策工法検討</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td> (2) 仮設計画</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td> (3) 全体施工計画の検討</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>4. 数量計算</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>5. 工事図面作成</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>6. 概算工事費積算</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>7. 総合検討</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>8. 点検取りまとめ</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	数量	1. 準備作業		(1) 現地調査	1 式	(2) 資料の検討	1 式	2. 資料収集・整理	1 式	3. 対策工法検討		(1) PCB 含有塗膜対策工法検討	1 式	(2) 仮設計画	1 式	(3) 全体施工計画の検討	1 式	4. 数量計算	1 式	5. 工事図面作成	1 式	6. 概算工事費積算	1 式	7. 総合検討	1 式	8. 点検取りまとめ	1 式
作業項目	数量																												
1. 準備作業																													
(1) 現地調査	1 式																												
(2) 資料の検討	1 式																												
2. 資料収集・整理	1 式																												
3. 対策工法検討																													
(1) PCB 含有塗膜対策工法検討	1 式																												
(2) 仮設計画	1 式																												
(3) 全体施工計画の検討	1 式																												
4. 数量計算	1 式																												
5. 工事図面作成	1 式																												
6. 概算工事費積算	1 式																												
7. 総合検討	1 式																												
8. 点検取りまとめ	1 式																												

項 目	内 容
(作業の留意点) 第3-2条	<p>作業の実施に伴い、特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-4条に示す貸与資料、共通仕様書に示す参考図書及び受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 第3-1条に示す作業項目のうち、3. 対策工法の検討にあたっては、今後実施する天竜川下流土地改良事業で対象施設を更新する予定のため、施設を更新する案は検討しないこととする。</p> <p>(3) 施工可能となる断水期間は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新浜名幹線水路（2施設） 非かんがい期間を通して1週間に3日断水4日通水 <p>(4) 対象施設は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新浜名幹線水路 <ul style="list-style-type: none"> 1) 1号水位調整施設 アミルゲート 2) 10号水位調整施設 アミルゲート
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ（対策工法検討段階）※Web 会議方式 第3回 中間打合せ（概算工事費積算段階）※Web 会議方式 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、別紙2を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>本業務は電子納品対象業務とする。</p> <p>(1) 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。</p>

項 目	内 容
<p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第3-1条に示す「作業项目及び数量」に変更が生じた場合 (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間に変更が生じた場合 (5) 関係機関等対外的協議により調査計画に変更が生じた場合 (6) その他重要な変更が生じた場合</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

【別紙1】作業項目内訳表

作業項目	作業内容	作業数量
		当初
1. 準備作業		
(1) 現地調査	現況施設図作成、現況施設情報整理に必要な現地調査を行う。	一式
(2) 資料の検討	検討に必要な資料収集、現地調査結果及び貸与資料の内容を検討する。	一式
2. 資料収集・整理	収集した資料を基に、現況施設構造、その他の情報を一覧表に整理する。	一式
3. 対策工法検討		
(1) PCB含有塗膜対策工法検討	低濃度 PCB 含有塗膜の除去対策（除去後の対策含む）を行うための方法を経済比較等により検討する。	一式
(2) 仮設計画	上記（1）に対応した仮設計画（仮設足場、進入路、借地等）を検討する。	一式
(3) 全体施工計画の検討	上記（1）及び（2）の結果を踏まえた全体施工計画を作成する。	一式
4. 数量計算	PCB含有塗膜対策の詳細数量計算を行う。	一式
5. 工事図面作成	3の検討結果及び5の数量に対応した工事図面を作成する。	一式
6. 概算工事費積算	工種毎に検討した撤去工法において、撤去工事単価をそれぞれ算出する。また関東農政局資材価格より県内の産業廃棄物処理業者の処理費単価及び運搬距離の経済比較を行い、概算工事費を積算する。	一式
7. 総合検討	上記の作業について、コスト縮減等の観点を含め、総合的に検討する。	一式 一式
8. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	一式

別紙 2 (第 1-6 条及び第 4-1 条関係)

【割合】

予定価格算定の基礎となった同表 A～C に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8 を越える場合にあっては、10 分の 8 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて 得た額	一般管理費等の額 に 10 分の 4.8 を 乗じて得た額